



新(2018年12月30日以後)				旧(2018年12月29日以前)							
統計品目番 号	NACCS用	品名	単位		統計品目番 号	NACCS用	品名	単位			
			I	II				I	II		
0203.19	024	措置法別表第1の3又は同法別表第1の8の該当する号に定める価格をいう。以下この項及び第02.06項において同じ。)以下のもの	----	KG	0203.19	022	措置法別表第1の3又は同法別表第1の8の該当する号に定める価格をいう。以下この項及び第02.06項において同じ。)以下のもの	----	KG		
										課税価格が1キログラムにつき、399円未満のもの	課税価格が1キログラムにつき、399円以上のもの
	025	----	KG	022		022	課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	----	KG		
	課税価格が1キログラムにつき、399円以上のもの	課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの									
	022	----	KG	022		022	課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	----	KG		
	課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの									
	010	5	KG	022		010	5	5	KG		
	いのししのもの	いのししのもの									
	023	+	課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	----		KG	023	+	課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	----	KG
024	+	課税価格が1キログラムにつき、399円未満のもの	----	KG	021	+	課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの	----	KG		
課税価格が1キログラムにつき、399円未満のもの	課税価格が1キログラムにつき、399円以上のもの										
025	+	課税価格が1キログラムにつき、399円以上のもの	----	KG	022	+	課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	----	KG		
課税価格が1キログラムにつき、399円以上のもの	課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの										
0203.21	022	課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	----	KG	0203.21	022	課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	----	KG		
										課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの
	010	3	枝肉及び半丸枝肉	----		KG	010	3	枝肉及び半丸枝肉	----	KG
	020	+	課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	----		KG	020	+	課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	----	KG
	031	+	課税価格が1キログラムにつき、299円25銭未満のもの	----		KG	030	+	課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格を超え、枝肉に係る分岐点価格以下のもの	----	KG
	課税価格が1キログラムにつき、299円25銭未満のもの	課税価格が1キログラムにつき、299円25銭以上のもの									
	032	+	課税価格が1キログラムにつき、299円25銭以上のもの	----		KG	040	+	課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの	----	KG
	課税価格が1キログラムにつき、299円25銭以上のもの	課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの									
0203.22	040	課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの	----	KG	0203.22	040	課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの	----	KG		
										課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの	課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの
0203.22	--	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの(骨付きのものに限る。)	--			0203.22	--	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの(骨付きのものに限る。)	--		
											骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの(骨付きのものに限る。)



新(2018年12月30日以後)				旧(2018年12月29日以前)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
0206.41 0206.49	094	†	ムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの				ムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの		
			----- 課税価格が1キログラムにつき、399円未満のもの						
	095	†	----- 課税価格が1キログラムにつき、399円以上のもの						
	099	†	----- 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの 一豚のもの（冷凍したものに限る。）				----- 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの 一豚のもの（冷凍したものに限る。）		
			[略]				[同左]		
	010	4	----- その他のもの ----- いのししのもの ----- その他のもの				----- その他のもの ----- いのししのもの ----- その他のもの		
	091	1	----- 臓器 ----- その他のもの				----- 臓器 ----- その他のもの		
	093	†	----- 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの				----- 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの		
			----- 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの				----- 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの		
		094	†	----- 課税価格が1キログラムにつき、399円未満のもの					
	095	†	----- 課税価格が1キログラムにつき、399円以上のもの						
	099	†	----- 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの				----- 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの		
0206.80			[略]				[同左]		
0206.90			[略]				[同左]		
02.07			[略]				[同左]		
02.10			[略]				[同左]		
			[略]				[同左]		
04.01			[略]				[同左]		
04.02			ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）				ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）		
0402.10			一粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の1.5%以下のものに限る。）				一粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の1.5%以下のものに限る。）		
	110	3	----- 砂糖を加えたもの ----- 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号） <u>第17条第1項</u> に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林				----- 砂糖を加えたもの ----- 独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号） <u>第24条第1項</u> に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林		

新(2018年12月30日以後)				旧(2018年12月29日以前)					
統計品目番	NACCS用	品名	単位		統計品目番	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
121	0	水産大臣の承認を受けて輸入するもの ----その他のもの ----関税割当制度による数量（以下この項において「学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。）以内のもの		KG	121	0	水産大臣の承認を受けて輸入するもの ----その他のもの ----関税割当制度による数量（以下この項において「学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。）以内のもの		KG
129	†	----その他のもの ----その他のもの ----幼稚園、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、義務教育学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒、政令で定める児童福祉施設若しくはこれに類する政令で定める施設の児童又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項、第10項若しくは第12項に規定する事業による保育を受ける児童の給食用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。）		KG	129	†	----その他のもの ----その他のもの ----幼稚園、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、義務教育学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒、政令で定める児童福祉施設若しくはこれに類する政令で定める施設の児童又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項、第10項若しくは第12項に規定する事業による保育を受ける児童の給食用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。）		KG
211	6	----学校等給食用のもの ----関税割当制度による数量（以下この項において「学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。）以内のもの		KG	211	6	----学校等給食用のもの ----関税割当制度による数量（以下この項において「学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。）以内のもの		KG
212	†	----その他のもの ----飼料用のもの		KG	212	†	----その他のもの ----飼料用のもの		KG
216	4	----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの		KG	216	4	----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの		KG
217	†	----その他のもの ----その他のもの		KG	217	†	----その他のもの ----その他のもの		KG
221	2	----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの ----その他のもの		KG	221	2	----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第24条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの ----その他のもの		KG
222	3	----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通		KG	222	3	----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通		KG

新(2018年12月30日以後)				旧(2018年12月29日以前)						
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
0402.21	229	†	の限度数量以内のもの の -----その他のもの -粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の1.5%を超えるものに限る。) --砂糖その他の甘味料を加えてないもの ---脂肪分が全重量の5%を超えるもの ----脂肪分が全重量の30%以下のもの		KG	229	†	の限度数量以内のもの の -----その他のもの -粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の1.5%を超えるものに限る。) --砂糖その他の甘味料を加えてないもの ---脂肪分が全重量の5%を超えるもの ----脂肪分が全重量の30%以下のもの		KG
	111	0	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		KG	111	0	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第24条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		KG
	119	†	-----その他のもの		KG	119	†	-----その他のもの		KG
	121	3	-----その他のもの -----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		KG	121	3	-----その他のもの -----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第24条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		KG
	129	†	-----その他のもの -----その他のもの -----学校等給食用のもの及び飼料用のもの		KG	129	†	-----その他のもの -----その他のもの -----学校等給食用のもの及び飼料用のもの		KG
	211	2	-----学校等給食用のもの -----学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの		KG	211	2	-----学校等給食用のもの -----学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの		KG
	212	†	-----その他のもの -----飼料用のもの		KG	212	†	-----その他のもの -----飼料用のもの		KG
	216	0	-----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの		KG	216	0	-----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの		KG
	217	†	-----その他のもの -----その他のもの		KG	217	†	-----その他のもの -----その他のもの		KG
	221	5	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		KG	221	5	-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第24条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		KG
	222	6	-----その他のもの -----学校等給食用以外		KG	222	6	-----その他のもの -----学校等給食用以外		KG

新(2018年12月30日以後)				旧(2018年12月29日以前)							
統計品目番 号	NACCS用	品名	単位		統計品目番 号	NACCS用	品名	単位			
			I	II				I	II		
0402.29	229	†	の脱脂粉乳に係る 共通の限度数量以 内のもの -----その他のもの --その他のもの ---脂肪分が全重量の5%を 超えるもの ----脂肪分が全重量の30% 以下のもの		KG	0402.29	229	†	の脱脂粉乳に係る 共通の限度数量以 内のもの -----その他のもの --その他のもの ---脂肪分が全重量の5%を 超えるもの ----脂肪分が全重量の30% 以下のもの		KG
	111	6	-----独立行政法人農畜産 業振興機構が畜産経 営の安定に関する法 律第17条第1項に規 定する数量の範囲内 で輸入するもの及び 同条第2項に規定す る農林水産大臣の承 認を受けて輸入する もの		KG		111	6	-----独立行政法人農畜産 業振興機構が畜産経 営の安定に関する法 律第24条第1項に規 定する数量の範囲内 で輸入するもの及び 同条第2項に規定す る農林水産大臣の承 認を受けて輸入する もの		KG
	119	†	-----その他のもの -----その他のもの		KG		119	†	-----その他のもの -----その他のもの		KG
	121	2	-----独立行政法人農畜産 業振興機構が畜産経 営の安定に関する法 律第17条第1項に規 定する数量の範囲内 で輸入するもの及び 同条第2項に規定す る農林水産大臣の承 認を受けて輸入する もの		KG		121	2	-----独立行政法人農畜産 業振興機構が畜産経 営の安定に関する法 律第24条第1項に規 定する数量の範囲内 で輸入するもの及び 同条第2項に規定す る農林水産大臣の承 認を受けて輸入する もの		KG
	129	†	-----その他のもの ----その他のもの		KG		129	†	-----その他のもの ----その他のもの		KG
	211	1	-----独立行政法人農畜産業 振興機構が畜産経営 の安定に関する法律第17 条第1項に規定する数 量の範囲内で輸入す るもの及び同条第2項 に規定する農林水産大臣 の承認を受けて輸入す るもの -----その他のもの		KG		211	1	-----独立行政法人農畜産業 振興機構が畜産経営 の安定に関する法律第24 条第1項に規定する数 量の範囲内で輸入す るもの及び同条第2項 に規定する農林水産大臣 の承認を受けて輸入す るもの -----その他のもの		KG
	220	3	-----学校等給食用以外の 脱脂粉乳に係る共通 の限度数量以内のも の		KG		220	3	-----学校等給食用以外の 脱脂粉乳に係る共通 の限度数量以内のも の		KG
0402.91	291	†	-----その他のもの -その他のもの [略]		KG	0402.91	291	†	-----その他のもの -その他のもの [同左]		KG
0402.99			-----その他のもの ---脂肪分が全重量の8%を 超えるもの			0402.99			-----その他のもの ---脂肪分が全重量の8%を 超えるもの		
	110	5	-----加圧容器入りにしたホ イップドクリーム -----その他のもの		KG		110	5	-----加圧容器入りにしたホ イップドクリーム -----その他のもの		KG
	121	2	-----独立行政法人農畜産 業振興機構が畜産経 営の安定に関する法 律第17条第1項に規 定する数量の範囲内 で輸入するもの及び 同条第2項に規定す		KG		121	2	-----独立行政法人農畜産 業振興機構が畜産経 営の安定に関する法 律第24条第1項に規 定する数量の範囲内 で輸入するもの及び 同条第2項に規定す		KG

新(2018年12月30日以後)				旧(2018年12月29日以前)							
統計品目番 号	NACCS用	品名	単位		統計品目番 号	NACCS用	品名	単位			
			I	II				I	II		
04.03	129	†	る農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの -----その他のもの ----その他のもの		KG	129	†	る農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの -----その他のもの ----その他のもの		KG	
	210	0	----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		KG	210	0	----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第24条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		KG	
	290	†	-----その他のもの バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）		KG	04.03	290	†	-----その他のもの バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）		KG
	0403.10		[略]			0403.10		[同左]			
	0403.90		-----その他のもの --滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料、香料、果実若しくはナットを加えたもの ----脂肪分が全重量の1.5%以下のもの -----バターミルクパウダー -----その他の固形状の物品 -----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの			0403.90		-----その他のもの --滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料、香料、果実若しくはナットを加えたもの ----脂肪分が全重量の1.5%以下のもの -----バターミルクパウダー -----その他の固形状の物品 -----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第24条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの			
	111	6	-----砂糖を加えたもの		KG	111	6	-----砂糖を加えたもの		KG	
	112	0	-----その他のもの		KG	112	0	-----その他のもの		KG	
	113	†	-----その他のもの -----その他のもの -----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		KG	113	†	-----その他のもの -----その他のもの -----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		KG	
	116	4	-----砂糖を加えたもの		KG	116	4	-----砂糖を加えたもの		KG	
	117	5	-----その他のもの		KG	117	5	-----その他のもの		KG	
118	†	-----その他のもの ----脂肪分が全重量の1.5%を超え26%以下のもの -----バターミルクパウダー -----その他の固形状の物品 -----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規		KG	118	†	-----その他のもの ----脂肪分が全重量の1.5%を超え26%以下のもの -----バターミルクパウダー -----その他の固形状の物品 -----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第24条第1項に規		KG		

新(2018年12月30日以後)				旧(2018年12月29日以前)					
統計品目番	NACCS用	品名	単位		統計品目番	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
		定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの					定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		
	121 2	-----砂糖を加えたもの		KG	121 2	-----砂糖を加えたもの			KG
	122 3	-----その他のもの		KG	122 3	-----その他のもの			KG
	123 †	-----その他のもの		KG	123 †	-----その他のもの			KG
		-----その他のもの				-----その他のもの			
		-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの				-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの			
	126 0	-----砂糖を加えたもの		KG	126 0	-----砂糖を加えたもの			KG
	127 1	-----その他のもの		KG	127 1	-----その他のもの			KG
	128 †	-----その他のもの		KG	128 †	-----その他のもの			KG
		---脂肪分が全重量の26%を超えるもの				---脂肪分が全重量の26%を超えるもの			
		-----バターミルクパウダー				-----バターミルクパウダー			
		-----その他の固形状の物品				-----その他の固形状の物品			
		-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの				-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第24条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの			
	131 5	-----砂糖を加えたもの		KG	131 5	-----砂糖を加えたもの			KG
	132 6	-----その他のもの		KG	132 6	-----その他のもの			KG
	133 †	-----その他のもの		KG	133 †	-----その他のもの			KG
		-----その他のもの				-----その他のもの			
		-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの				-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの			
	136 3	-----砂糖を加えたもの		KG	136 3	-----砂糖を加えたもの			KG
	137 4	-----その他のもの		KG	137 4	-----その他のもの			KG
	138 †	-----その他のもの		KG	138 †	-----その他のもの			KG
	200 4	---その他のもの		KG	200 4	---その他のもの			KG
04.04		ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）			04.04	ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）			
0404.10		---ホエイ及び調製ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）			0404.10	---ホエイ及び調製ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）			
		---滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの				---滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの			
		---脂肪分が全重量の5%以下のもの				---脂肪分が全重量の5%以下のもの			
		-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17				-----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第24			

新(2018年12月30日以後)				旧(2018年12月29日以前)					
統計品目番 号	NACCS用	品名	単位		統計品目番 号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
		条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの					条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		
111	0	-----砂糖を加えたもの		KG	111	0	-----砂糖を加えたもの		KG
119	1	-----その他のもの		KG	119	1	-----その他のもの		KG
		-----その他のもの					-----その他のもの		
		-----無機質を濃縮したホエイ					-----無機質を濃縮したホエイ		
		-----関税割当制度による数量（以下この号において「無機質を濃縮したホエイに係る共通の限度数量」という。）以内のもの					-----関税割当制度による数量（以下この号において「無機質を濃縮したホエイに係る共通の限度数量」という。）以内のもの		
121	3	-----砂糖を加えたもの		KG	121	3	-----砂糖を加えたもの		KG
122	4	-----その他のもの		KG	122	4	-----その他のもの		KG
		-----その他のもの			129	†	-----その他のもの		KG
125	†	----- <u>関税暫定措置法第8条の6第1項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの</u>		KG					
		-----その他のもの							
126	†	----- <u>乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%未満のもの</u>		KG					
127	†	----- <u>乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%以上45%未満のもの</u>		KG					
128	†	----- <u>乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の45%以上のもの</u>		KG					
		-----その他のもの					-----その他のもの		
131	6	-----砂糖を加えたもの		KG	131	6	-----砂糖を加えたもの		KG
		-----配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもので、関税割当制度による数量（以下この号において「飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量」という。）以内のもの					-----配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもので、関税割当制度による数量（以下この号において「飼料用のホエイ等に係る共通の限度数量」という。）以内のもの		

新(2018年12月30日以後)				旧(2018年12月29日以前)					
統計品目番	NACCS用	品名	単位		統計品目番	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
135	†	-----その他のもの -----関税暫定措置 法第8条の6第 1項又は第9条 第2項の規定 により経済連 携協定に基づ く譲許の便益 の適用を受け て輸入するも の		KG	139	†	-----その他のもの		KG
136	†	-----その他のもの -----乳たんぱく 質の含有量 が乾燥状態 において全 重量の25% 未満のもの		KG					
137	†	-----乳たんぱく 質の含有量 が乾燥状態 において全 重量の25% 以上45%未 満のもの		KG					
138	†	-----乳たんぱく 質の含有量 が乾燥状態 において全 重量の45% 以上のもの		KG					
141	2	-----その他のもの -----配合飼料のうち 政令で定めるも のの製造に使用 するもので、飼 料用のホエイ等 に係る共通の限 度数量以内のも の		KG	141	2	-----その他のもの -----配合飼料のうち 政令で定めるも のの製造に使用 するもので、飼 料用のホエイ等 に係る共通の限 度数量以内のも の		KG
142	3	-----乳幼児用の調製 粉乳の製造に使 用するもので、 関税割当制度に よる数量（以下 この号及び第 0404.90号にお いて「乳幼児用 調製粉乳用のホ エイ等に係る共 通の限度数量」 という。）以内 のもの		KG	142	3	-----乳幼児用の調製 粉乳の製造に使 用するもので、 関税割当制度に よる数量（以下 この号及び第 0404.90号にお いて「乳幼児用 調製粉乳用のホ エイ等に係る共 通の限度数量」 という。）以内 のもの		KG
145	†	-----その他のもの -----関税暫定措置 法第8条の6第 1項又は第9条 第2項の規定 により経済連 携協定に基づ く譲許の便益 の適用を受け て輸入するも		KG	149	†	-----その他のもの		KG

新(2018年12月30日以後)				旧(2018年12月29日以前)					
統計品目番 号	NACCS用	品名	単位		統計品目番 号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
146	†	の -----その他のもの -----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%未満のもの		KG					
147	†	の -----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%以上45%未満のもの		KG					
148	†	の -----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の45%以上のもの		KG					
151	5	-----その他のもの -----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		KG	151	5	-----その他のもの -----独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第24条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		KG
159	6	-----砂糖を加えたもの -----その他のもの -----その他のもの -----無機質を濃縮したホエイ -----無機質を濃縮したホエイに係る共通の限度数量以内のもの		KG	159	6	-----砂糖を加えたもの -----その他のもの -----その他のもの -----無機質を濃縮したホエイ -----無機質を濃縮したホエイに係る共通の限度数量以内のもの		KG
161	1	-----砂糖を加えたもの		KG	161	1	-----砂糖を加えたもの		KG
162	2	-----その他のもの -----その他のもの		KG	162	2	-----その他のもの		KG
165	†	-----関税暫定措置法第8条の6第1項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの -----その他のもの		KG	169	†	-----その他のもの		KG
166	†	-----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%未満のもの		KG					
167	†	の -----乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%以上		KG					

新(2018年12月30日以後)				旧(2018年12月29日以前)					
統計品目番	NACCS用	品名	単位		統計品目番	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
168	†	45%未満のもの の -----乳たんぱく質 の含有量が乾 燥状態におい て全重量の 45%以上のもの		KG					
171	4	-----その他のもの -----砂糖を加えたもの -----配合飼料のうち 政令で定めるもの の製造に使用 するもので、飼 料用のホエイ等 に係る共通の限 度数量以内のもの の -----その他のもの		KG	171	4	-----その他のもの -----砂糖を加えたもの -----配合飼料のうち 政令で定めるもの の製造に使用 するもので、飼 料用のホエイ等 に係る共通の限 度数量以内のもの の		KG
175	1	-----その他のもの -----関税暫定措置 法第9条第2項 の規定により 経済連携協定 に基づく譲許 の便益の適用 を受けて輸入 するもの -----その他のもの		KG	179	†	-----その他のもの		KG
176	†	-----乳たんぱく 質の含有量 が乾燥状態 において全 重量の25% 未満のもの		KG					
177	†	-----乳たんぱく 質の含有量 が乾燥状態 において全 重量の25% 以上45%未 満のもの		KG					
178	†	-----乳たんぱく 質の含有量 が乾燥状態 において全 重量の45% 以上のもの		KG					
181	0	-----その他のもの -----配合飼料のうち 政令で定めるもの の製造に使用 するもので、飼 料用のホエイ等 に係る共通の限 度数量以内のもの の		KG	181	0	-----その他のもの -----配合飼料のうち 政令で定めるもの の製造に使用 するもので、飼 料用のホエイ等 に係る共通の限 度数量以内のもの の		KG
182	1	-----乳幼児用の調製 粉乳の製造に使用 するもので、 乳幼児用調製粉 乳用のホエイ等 に係る共通の限 度数量以内のもの		KG	182	1	-----乳幼児用の調製 粉乳の製造に使用 するもので、 乳幼児用調製粉 乳用のホエイ等 に係る共通の限 度数量以内のもの		KG

新(2018年12月30日以後)				旧(2018年12月29日以前)					
統計品目番 号	NACCS用	品名	単位		統計品目番 号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
0404.90 04.05 0405.10	185	の -----その他のもの ----- <u>関税暫定措置 法第8条の6第 1項又は第9条 第2項の規定 により経済連 携協定に基づ く譲許の便益 の適用を受け て輸入するも</u> の -----その他のもの		KG	189	†	の -----その他のもの		KG
	186	の -----その他のもの ----- <u>乳たんぱく 質の含有量 が乾燥状態 において全 重量の25% 未満のもの</u> の -----その他のもの		KG					
	187	の -----その他のもの ----- <u>乳たんぱく 質の含有量 が乾燥状態 において全 重量の25% 以上45%未 満のもの</u> の -----その他のもの		KG					
	188	の -----その他のもの ----- <u>乳たんぱく 質の含有量 が乾燥状態 において全 重量の45% 以上のもの</u> の -----その他のもの		KG					
	200	5 -- その他のもの [略] ミルクから得たバターその他の 油脂及びデリースプレッド -バター -- 脂肪分が全重量の85%以下 のもの		KG	200	5	-- その他のもの [同左] ミルクから得たバターその他の 油脂及びデリースプレッド -バター -- 脂肪分が全重量の85%以下 のもの		KG
	110	4 -- 独立行政法人農畜産業振 興機構が畜産経営の安定 に関する法律第17条第1 項に規定する数量の範囲 内で輸入するもの及び同 条第2項に規定する農林 水産大臣の承認を受けて 輸入するもの ----その他のもの		KG	110	4	-- 独立行政法人農畜産業振 興機構が畜産経営の安定 に関する法律第24条第1 項に規定する数量の範囲 内で輸入するもの及び同 条第2項に規定する農林 水産大臣の承認を受けて 輸入するもの ----その他のもの		KG
	121	1 ---- 関税割当制度による数 量（以下この項におい て「共通の限度数量」 という。）以内のもの ----その他のもの		KG	121	1	---- 関税割当制度による数 量（以下この項におい て「共通の限度数量」 という。）以内のもの ----その他のもの		KG
	129	† ---- その他のもの ----その他のもの		KG	129	†	---- その他のもの ----その他のもの		KG
	210	6 -- 独立行政法人農畜産業振 興機構が畜産経営の安定 に関する法律第17条第1 項に規定する数量の範囲 内で輸入するもの及び同 条第2項に規定する農林 水産大臣の承認を受けて 輸入するもの ----その他のもの		KG	210	6	-- 独立行政法人農畜産業振 興機構が畜産経営の安定 に関する法律第24条第1 項に規定する数量の範囲 内で輸入するもの及び同 条第2項に規定する農林 水産大臣の承認を受けて 輸入するもの ----その他のもの		KG

新(2018年12月30日以後)				旧(2018年12月29日以前)						
統計品目番 号	NACCS 用	品名	単位		統計品目番 号	NACCS 用	品名	単位		
			I	II				I	II	
0405.20	221	3	----	共通の限度数量以内のもの	KG	221	3	----	共通の限度数量以内のもの	KG
	229	†	----	その他のもの - デイリースプレッド	KG	229	†	----	その他のもの - デイリースプレッド	KG
0405.90	010	6	--	独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG	010	6	--	独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第24条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG
	090	†	--	その他のもの - その他のもの - 脂肪分が全重量の85%以下のもの	KG	090	†	--	その他のもの - その他のもの - 脂肪分が全重量の85%以下のもの	KG
04.06 く 04.10	110	1	--	独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG	110	1	--	独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第24条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG
	190	†	--	その他のもの - その他のもの	KG	190	†	--	その他のもの - その他のもの	KG
04.06 く 04.10	210	3	--	独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG	210	3	--	独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第24条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG
	221	0	----	共通の限度数量以内のもの	KG	221	0	----	共通の限度数量以内のもの	KG
	229	†	----	その他のもの	KG	229	†	----	その他のもの	KG
			[略]					[同左]		
			[略]					[同左]		
11.01 く 11.07 11.08			[略]			11.01 く 11.07 11.08		[同左]		
1108.11 1108.12			でん粉及びイヌリン - でん粉 [略]			1108.11 1108.12		でん粉及びイヌリン - でん粉 [同左]		
	010	1	--	とうもろこしでん粉（コーンスターチ） - - - 関税割当制度による数量（以下この項及び第19.01項において「でん粉等に係る共通の限度数量」という。）以内のもの	KG	010	1	--	とうもろこしでん粉（コーンスターチ） - - - 関税割当制度による数量（以下この項及び第19.01項において「でん粉等に係る共通の限度数量」という。）以内のもの	KG
	020	4	----	でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリン、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグールの製造に使用するもの	KG	020	4	----	でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリン、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグールの製造に使用するもの	KG
	091	5	----	その他のもの - その他のもの - でん粉糖の製造又はデ	KG	090	†	----	その他のもの - その他のもの	KG

新(2018年12月30日以後)				旧(2018年12月29日以前)							
統計品目番 号	NACCS用	品名	単位		統計品目番 号	NACCS用	品名	単位			
			I	II				I	II		
1108.13	†	キストリン、デキストリン、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグールの製造に使用するものとして関税暫定措置法第8条の6第1項の割当てを受けて輸入されるもの			1108.13						
		099	-----その他のもの							KG	
		010	0	-----でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの							KG
			0	-----でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリン、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグールの製造に使用するもの							KG
			3	-----その他のもの							KG
091	4	-----その他のもの		KG							
1108.14	†	キストリン、デキストリン、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグールの製造に使用するものとして関税暫定措置法第8条の6第1項の割当てを受けて輸入されるもの			1108.14						
		099	-----その他のもの							KG	
		010	6	-----マニオカ（カッサバ）でん粉							KG
			6	-----でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの							KG
			6	-----でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリン、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグールの製造に使用するもの							KG
020	2	-----その他のもの		KG							
091	3	-----その他のもの		KG							
1108.19	†	キストリン、デキストリン、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグールの製造に使用するものとして関税暫定措置法第8条の6第1項の割当てを受けて輸入されるもの			1108.19						
		099	-----その他のもの							KG	
		011	2	-----その他のでん粉							KG
2	-----サゴでん粉			KG							
		-----でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの		KG							
		-----でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリン、可溶性でん粉、ばい焼		KG							

新(2018年12月30日以後)				旧(2018年12月29日以前)					
統計品目番	NACCS用	品名	単位		統計品目番	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
012	3	でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの		KG	012	3	でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの		KG
		-----その他のもの					-----その他のもの		
017	1	-----でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼		KG	019	†	-----その他のもの		KG
		でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するものとして関税暫定措置法第8条の6第1項の割当てを受けて輸入されるもの							
018	†	-----その他のもの		KG			-----その他のもの		
		-----その他のもの					-----その他のもの		
		-----でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの					-----でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの		
091	5	-----でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼		KG	091	5	-----でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼		
		でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの					でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するもの		
092	6	-----その他のもの		KG	092	6	-----その他のもの		KG
		-----その他のもの			099	†	-----その他のもの		KG
097	4	-----でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼		KG					
		でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するものとして関税暫定措置法第8条の6第1項の割当てを受けて輸入されるもの							
098	†	-----その他のもの		KG					
1108.20		[略]			1108.20		[同左]		
11.09		[略]			11.09		[同左]		
		[略]					[同左]		
18.01		[略]			18.01		[同左]		
18.05					18.05				
18.06		チョコレートその他のココアを含有する調製食料品			18.06		チョコレートその他のココアを含有する調製食料品		
1806.10		---ココア粉(砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)			1806.10		---ココア粉(砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)		
		---砂糖を加えたもの				100	6	---砂糖を加えたもの	KG
110	2	-----しよ糖の含有量が全重量の50%以上のもの		KG					
190	5	-----その他のもの		KG					
200	1	---その他のもの		KG	200	1	---その他のもの		KG
1806.20		---その他の調製品(塊状、板状又は棒状のもので、その重量が2キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が2キログラムを超える容器入り又は			1806.20		---その他の調製品(塊状、板状又は棒状のもので、その重量が2キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が2キログラムを超える容器入り又は		

新(2018年12月30日以後)				旧(2018年12月29日以前)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
		直接包装にしたものに限る。)――第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ココア粉の含有量が全重量の10%未満のものに限る。)					直接包装にしたものに限る。)――第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ココア粉の含有量が全重量の10%未満のものに限る。)		
		――ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの(加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。)					――ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの(加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。)		
311	4	―――その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		KG	311	4	―――その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		KG
319	†	―――その他のもの		KG	319	†	―――その他のもの		KG
321	0	―――砂糖を加えたもの		KG	321	0	―――砂糖を加えたもの		KG
322	1	―――その他のもの		KG	322	1	―――その他のもの		KG
		―――砂糖を加えたもの					―――砂糖を加えたもの		
		―――チューインガムその他の砂糖菓子及び塊状、板状、棒状又はペースト状の調製品					―――チューインガムその他の砂糖菓子及び塊状、板状、棒状又はペースト状の調製品		
112	1	―――チューインガムその他の砂糖菓子及びしよ糖の含有量が全重量の50%以上のもの		KG	111	0	―――チューインガムその他の砂糖菓子及び各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		KG
		―――その他のもの			119	1	―――その他のもの		KG
113	2	―――各成分のうち砂糖の重量が最大のものの		KG	190	2	―――その他のもの		KG
119	1	―――その他のもの		KG					
121	3	―――しよ糖の含有量が全重量の50%以上のもの		KG					
129	4	―――その他のもの		KG					
210	1	―――その他のもの		KG	210	1	―――その他のもの		KG
		―――チョコレートの製造用のココアを含有する調製食料品について、当該年度におけるチョコレートの製造用の当該調製食料品及び粉乳の需給その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの					―――チョコレートの製造用のココアを含有する調製食料品について、当該年度におけるチョコレートの製造用の当該調製食料品及び粉乳の需給その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの		
290	†	―――その他のもの		KG	290	†	―――その他のもの		KG
		―――その他のもの(塊状、板状又は棒状のものに限る。)					―――その他のもの(塊状、板状又は棒状のものに限る。)		
1806.31		[略]			1806.31		[同左]		
1806.32		―― 詰物をしてないもの			1806.32		―― 詰物をしてないもの		
	100	―――チョコレート菓子		KG		100	―――チョコレート菓子		KG
		―――その他のもの					―――その他のもの		
		―――砂糖を加えたもの					―――砂糖を加えたもの		
212	5	―――チューインガムその他の砂糖菓子及びしよ糖の含有量が全重量の50%以上のもの		KG	211	4	―――チューインガムその他の砂糖菓子及び各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		KG
		―――その他のもの			219	5	―――その他のもの		KG
213	6	―――各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		KG					

新(2018年12月30日以後)				旧(2018年12月29日以前)														
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位										
			I	II				I	II									
1806.90	219	5	----- <u>の</u> ----- <u>その他のもの</u>		1806.90	220	6	----- <u>その他のもの</u> ----- <u>その他のもの</u>		KG								
	220	6	----- <u>その他のもの</u> ----- <u>その他のもの</u>			100	3	----- <u>チョコレート菓子</u> ----- <u>その他のもの</u>			KG							
	100	3	----- <u>チョコレート菓子</u> ----- <u>その他のもの</u> ----- <u>第04.01項から第04.04項</u> <u>までの物品の調製食料品</u> <u>(ココア粉の含有量が全</u> <u>重量の10%未満のものに</u> <u>限る。)</u> ----- <u>ミルクの天然の組成分</u> <u>の含有量の合計が乾燥</u> <u>状態において全重量の</u> <u>30%以上のもの(加圧</u> <u>容器入りにしたホイッ</u> <u>プロクリームを除く。)</u>			311	4	----- <u>その他の乳製品に係</u> <u>る共通の限度数量以</u> <u>内のもの</u> ----- <u>その他のもの</u> ----- <u>その他のもの</u>				KG						
	311	4	----- <u>その他の乳製品に係</u> <u>る共通の限度数量以</u> <u>内のもの</u>			319	†	----- <u>その他のもの</u> ----- <u>その他のもの</u>					KG					
	319	†	----- <u>その他のもの</u> ----- <u>その他のもの</u>			321	0	----- <u>砂糖を加えたもの</u>						KG				
	321	0	----- <u>砂糖を加えたもの</u>			322	1	----- <u>その他のもの</u> ----- <u>その他のもの</u> ----- <u>砂糖を加えたもの</u>							KG			
	322	1	----- <u>その他のもの</u> ----- <u>砂糖を加えたもの</u>			212	3	----- <u>チューインガムその</u> <u>他の砂糖菓子及びし</u> <u>よ糖の含有量が全重</u> <u>量の50%以上のもの</u> ----- <u>その他のもの</u>								KG		
	212	3	----- <u>チューインガムその</u> <u>他の砂糖菓子及びし</u> <u>よ糖の含有量が全重</u> <u>量の50%以上のもの</u> ----- <u>その他のもの</u>			211	2	----- <u>チューインガムその</u> <u>他の砂糖菓子及び各</u> <u>成分のうち砂糖の重</u> <u>量が最大のもの</u>									KG	
	213	4	----- <u>各成分のうち砂糖</u> <u>の重量が最大のも</u> <u>の</u>			219	3	----- <u>その他のもの</u>										KG
	219	3	----- <u>その他のもの</u>			220	4	----- <u>その他のもの</u>										
220	4	----- <u>その他のもの</u>						KG										
[略]				[同左]														
20.01		[略]		20.01		[同左]												
20.04		調製し又は保存に適する処理を したその他の野菜(冷凍してな いものに限るものとし、食酢又 は酢酸により調製し又は保存に 適する処理をしたもの及び第 20.06項の物品を除く。)		20.04		調製し又は保存に適する処理を したその他の野菜(冷凍してな いものに限るものとし、食酢又 は酢酸により調製し又は保存に 適する処理をしたもの及び第 20.06項の物品を除く。)												
20.05		[略]		20.05		[同左]												
2005.10		[略]		2005.10		[同左]												
2005.20		[略]		2005.20		[同左]												
2005.40		----- <u>えんどう(ピスム・サティヴ</u> <u>ム)</u> ----- <u>砂糖を加えたもの</u> ----- <u>さや付きのもの</u> ----- <u>その他のもの</u>		2005.40		----- <u>えんどう(ピスム・サティヴ</u> <u>ム)</u> ----- <u>砂糖を加えたもの</u> ----- <u>さや付きのもの</u> ----- <u>その他のもの</u>												
110	1	----- <u>さや付きのもの</u> ----- <u>その他のもの</u>		110	1	----- <u>さや付きのもの</u> ----- <u>その他のもの</u>												
191	5	----- <u>しよ糖の含有量が全重</u> <u>量の50%以上のもの</u>		190	4	----- <u>その他のもの</u>												
199	6	----- <u>その他のもの</u> ----- <u>その他のもの</u> ----- <u>気密容器入りのもの(容</u> <u>器ともの1個の重量が10</u> <u>キログラム以下のものに</u> <u>限る。)</u>				----- <u>その他のもの</u> ----- <u>気密容器入りのもの(容</u> <u>器ともの1個の重量が10</u> <u>キログラム以下のものに</u> <u>限る。)</u>												
211	4	----- <u>さや付きのもの</u>		211	4	----- <u>さや付きのもの</u>												
212	5	----- <u>その他のもの</u>		212	5	----- <u>その他のもの</u>												

新(2018年12月30日以後)				旧(2018年12月29日以前)						
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
2005.51	221	0	----	KG	2005.51	221	0	----	KG	
	222	1	----	KG		222	1	----	KG	
			一 ささげ属又はいんげんまめ属の豆					一 ささげ属又はいんげんまめ属の豆		
			一 さやを除いた豆					一 さやを除いた豆		
			一 砂糖を加えたもの					一 砂糖を加えたもの		
	110	4	一 気密容器入りのもの(豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトピューレーその他のトマトの調製品を含むものに限る。)	KG		110	4	一 気密容器入りのもの(豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトピューレーその他のトマトの調製品を含むものに限る。)	KG	
	191	1	----	KG		190	0	----	KG	
			一 砂糖の含有量が全重量の50%以上のもの					----		
	199	2	----	KG				----		
	200	3	----	KG		200	3	----	KG	
2005.59			[略]		2005.59			[同左]		
2005.99			[略]		2005.99			[同左]		
20.06			[略]		20.06			[同左]		
20.09			[略]		20.09			[同左]		
			[略]					[同左]		
21.01			コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチョコレートその他のコーヒー代用物(いつたものに限る。)並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物		21.01			コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチョコレートその他のコーヒー代用物(いつたものに限る。)並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物		
	2101.11		一 コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品			2101.11		一 コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品		
		110	6	----	KG		100	3	----	KG
			一 砂糖を加えたもの					一 砂糖を加えたもの		
		190	2	----	KG			----		
			一 砂糖の含有量が全重量の50%以上のもの					----		
		210	1	----	KG		210	1	----	KG
			一 その他のもの					一 その他のもの		
	2101.12		290	4	----	KG	290	4	----	KG
			一 エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品					一 エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品		
			一 エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品					一 エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品		
		111	6	----	KG		110	5	----	KG
			一 砂糖を加えたもの					一 砂糖を加えたもの		
			一 砂糖の含有量が全重量の50%以上のもの					----		
		112	0	----	KG			----		
			一 その他のもの					一 その他のもの		
			一 その他のもの					一 その他のもの		
		121	2	----	KG		121	2	----	KG
			一 インスタントコーヒー					一 インスタントコーヒー		
		122	3	----	KG		122	3	----	KG
			一 その他のもの					一 その他のもの		

新(2018年12月30日以後)				旧(2018年12月29日以前)					
統計品目番 号	NACCS用	品名	単位		統計品目番 号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
		-----コーヒーをもととした調製品					-----コーヒーをもととした調製品		
		-----ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの					-----ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの		
		-----乳脂肪分が全重量の30%以下のもの					-----乳脂肪分が全重量の30%以下のもの		
	231	-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		KG		231	-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		KG
	232	-----その他のもの		KG		232	-----その他のもの		KG
	236	-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		KG		236	-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		KG
	237	-----その他のもの		KG		237	-----その他のもの		KG
		-----砂糖を加えたもの					-----砂糖を加えたもの		
		-----しよ糖の含有量が全重量の50%未満のもの					-----しよ糖の含有量が全重量の50%未満のもの		
	241	-----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		KG		241	-----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		KG
	242	-----その他のもの		KG		242	-----その他のもの		KG
	246	-----その他のもの		KG		246	-----その他のもの		KG
	249	-----その他のもの		KG		249	-----その他のもの		KG
2101.20		[略]			2101.20		[同左]		
2101.30		[略]			2101.30		[同左]		
21.02		[略]			21.02		[同左]		
21.05					21.05				
21.06		調製食料品（他の項に該当するものを除く。）			21.06		調製食料品（他の項に該当するものを除く。）		
2106.10		[略]			2106.10		[同左]		
2106.90		-----その他のもの			2106.90		-----その他のもの		
		-----ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上の調製品					-----ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上の調製品		
		-----乳脂肪分が全重量の30%以下のもの					-----乳脂肪分が全重量の30%以下のもの		
		-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの					-----その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		
	111	-----アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの		KG		111	-----アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの		KG
	112	-----その他のもの		KG		112	-----その他のもの		KG
	119	-----その他のもの		KG		119	-----その他のもの		KG
		-----調製食用脂（第04.05項の物品の含有量が全重量の30%を超え70%以下のものに限る。）					-----調製食用脂（第04.05項の物品の含有量が全重量の30%を超え70%以下のものに限る。）		
		-----関税割当制度による数量以内のもの					-----関税割当制度による数量以内のもの		
	121	-----ニュージーランドを原産地とするも		KG		121	-----ニュージーランドを原産地とするも		KG

新(2018年12月30日以後)				旧(2018年12月29日以前)					
統計品目番 号	NACS用	品名	単位		統計品目番 号	NACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
122	6	の -----その他のもの		KG	122	6	の -----その他のもの		KG
123	†	-----その他のもの -----その他の乳製品に係る 共通の限度数量以内の もの		KG	123	†	-----その他のもの -----その他の乳製品に係る 共通の限度数量以内の もの		KG
124	1	-----アルコールを含有し ない飲料のもと、ビ タミンをもととした 栄養補助食品及び植 物性たんぱくを加 水分解したもの		KG	124	1	-----アルコールを含有し ない飲料のもと、ビ タミンをもととした 栄養補助食品及び植 物性たんぱくを加 水分解したもの		KG
125	2	-----その他のもの		KG	125	2	-----その他のもの		KG
129	†	-----その他のもの -----その他のもの		KG	129	†	-----その他のもの -----その他のもの		KG
		-----米、小麦（ライ小麦を 含む。）又は大麦（裸麦を 含む。）のいずれかの含 有量が全重量の30%を超 える調製食料品					-----米、小麦（ライ小麦を 含む。）又は大麦（裸麦を 含む。）のいずれかの含 有量が全重量の30%を超 える調製食料品		
		-----米の含有量が全重量の 30%を超えるもの					-----米の含有量が全重量の 30%を超えるもの		
517	2	-----政府が主要食糧の需 給及び価格の安定に 関する法律第30条の 規定により輸入する もの、同法第31条の 規定による連名によ る申込みに応じて行 う政府の買入れ及び 売渡しに係る米穀等 として輸入されるも の並びに同法第34条 第1項第3号に規定す る政令で定める米穀 等のうち政令で定め るところにより農林 水産大臣の証明を受 けて輸入されるもの		KG	517	2	-----政府が主要食糧の需 給及び価格の安定に 関する法律第30条の 規定により輸入する もの、同法第31条の 規定による連名によ る申込みに応じて行 う政府の買入れ及び 売渡しに係る米穀等 として輸入されるも の並びに同法第34条 第1項第3号に規定す る政令で定める米穀 等のうち政令で定め るところにより農林 水産大臣の証明を受 けて輸入されるもの		KG
518	†	-----その他のもの -----その他のもの -----小麦（ライ小麦を 含む。）の含有量が全 重量の30%を超える もの		KG	518	†	-----その他のもの -----その他のもの -----小麦（ライ小麦を 含む。）の含有量が全 重量の30%を超える もの		KG
214	0	-----政府が主要食糧の 需給及び価格の安 定に関する法律第 42条の規定により 輸入するもの、同 法第43条の規定に よる連名による申 込みに応じて行う 政府の買入れ及び 売渡しに係る麦等 として輸入される もの並びに同法第 45条第1項第3号 に規定する政令で 定める麦等のうち 政令で定めるとこ ろにより農林水産 大臣の証明を受け		KG	214	0	-----政府が主要食糧の 需給及び価格の安 定に関する法律第 42条の規定により 輸入するもの、同 法第43条の規定に よる連名による申 込みに応じて行う 政府の買入れ及び 売渡しに係る麦等 として輸入される もの並びに同法第 45条第1項第3号 に規定する政令で 定める麦等のうち 政令で定めるとこ ろにより農林水産 大臣の証明を受け		KG

新(2018年12月30日以後)				旧(2018年12月29日以前)					
統計品目番	NACCS用	品名	単位		統計品目番	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
215	†	て輸入されるもの その他のもの		KG	215	†	て輸入されるもの その他のもの		KG
216	2	大麦(裸麦を含む。)の含有量が全重量の30%を超えるもの		KG	216	2	大麦(裸麦を含む。)の含有量が全重量の30%を超えるもの		KG
219	†	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		KG	219	†	政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		KG
221	†	その他のもの		KG	221	0	その他のもの		KG
229	1	糖水(着色料又は香料を加えたものに限る。)		KG	229	1	糖水(着色料又は香料を加えたものに限る。)		KG
230	2	分蜜糖のもの		KG	230	2	分蜜糖のもの		KG
240	5	その他のもの		KG	240	5	その他のもの		KG
246	†	チューインガム		KG	246	†	チューインガム		KG
247	5	こんにやく		KG	247	5	こんにやく		KG
247	5	飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの(アルコール分が0.5%を超えるものに限る。)		KG	247	5	飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの(アルコール分が0.5%を超えるものに限る。)		KG
246	†	果汁をもととした調製品(アルコール分が1%未満のものに限る。)		KG	246	†	果汁をもととした調製品(アルコール分が1%未満のものに限る。)		KG
247	5	その他のもの		KG	247	5	その他のもの		KG
247	5	砂糖を加えたもの		KG	247	5	砂糖を加えたもの		KG
247	5	おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと		KG	247	5	おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと		KG
252	3	しよ糖の含有量が全重量の50%以上のもの		KG	251	2	各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		KG
253	4	その他のもの		KG	259	3	その他のもの		KG
253	4	各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		KG					
259	3	その他のもの		KG					
259	3	ビタミンをもととした栄養補助食品		KG					
259	3	各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		KG					
261	5	乳糖、乳たんぱく又は乳脂		KG	261	5	乳糖、乳たんぱく又は乳脂		KG

新(2018年12月30日以後)					旧(2018年12月29日以前)				
統計品目番 号	NACCS用	品名	単位		統計品目番 号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
262	6	脂肪を含有するもの		KG	262	6	脂肪を含有するもの		KG
269	6	-----その他のもの		KG	269	6	-----その他のもの		KG
		-----その他のもの					-----その他のもの		
		-----しよ糖の含有量が全重量の50%未満のもの					-----しよ糖の含有量が全重量の50%未満のもの		
		-----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの					-----各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		
271	1	-----乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの		KG	271	1	-----乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの		KG
272	2	-----その他のもの		KG	272	2	-----その他のもの		KG
273	3	-----各成分のうち第1212.21号の物品の重量が最大のもの		KG	273	3	-----各成分のうち第1212.21号の物品の重量が最大のもの		KG
279	2	-----その他のもの		KG	279	2	-----その他のもの		KG
281	4	-----その他のもの		KG	281	4	-----その他のもの		KG
		-----小売用の容器入りにしたもので、容器とも1個の重量が500グラム以下のもの					-----小売用の容器入りにしたもので、容器とも1個の重量が500グラム以下のもの		
282	5	-----しよ糖の含有量が全重量の85%以上のもの(小売用の容器入りにしたもので、容器とも1個の重量が500グラム以下のものに限る。)、成分に変更を加えることなく小売用の容器入りのもの(容器とも1個の重量が500グラム以下のものに限る。))にする旨が政令で定める手続により証明されたもの及び課税価格が1キログラムにつき257円を超えるものを除く。)		KG	282	5	-----しよ糖の含有量が全重量の85%以上のもの(小売用の容器入りにしたもので、容器とも1個の重量が500グラム以下のものに限る。)、成分に変更を加えることなく小売用の容器入りのもの(容器とも1個の重量が500グラム以下のものに限る。))にする旨が政令で定める手続により証明されたもの及び課税価格が1キログラムにつき257円を超えるものを除く。)		KG
		-----その他のもの					-----その他のもの		
		-----乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの					-----乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの		
283	6	-----小売用の		KG	283	6	-----小売用の		KG

新(2018年12月30日以後)					旧(2018年12月29日以前)				
統計品目番	NACCS用	品名	単位		統計品目番	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
284	0	容器入りにしたもの(容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。)		KG	284	0	容器入りにしたもの(容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。)		KG
		その他のもの					その他のもの		
510	2	砂糖を除く各成分のうち、ソルビトールの重量が最大のもの		KG	510	2	砂糖を除く各成分のうち、ソルビトールの重量が最大のもの		KG
		その他のもの					その他のもの		
590	5	その他のもの		KG	590	5	その他のもの		KG
		その他のもの					その他のもの		
291	0	調製食用脂(第04.05項の物品の含有量が全重量の15%を超え30%未満のものに限る。)		KG	291	0	調製食用脂(第04.05項の物品の含有量が全重量の15%を超え30%未満のものに限る。)		KG
		アルコールを含有しない飲料のもと					アルコールを含有しない飲料のもと		
292	1	おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの		KG	292	1	おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの		KG
		その他のもの					その他のもの		
293	2	その他のもの		KG	293	2	その他のもの		KG
		その他のもの					その他のもの		
294	3	第04.10項の物品のもの		KG	294	3	第04.10項の物品のもの		KG
		その他のもの					その他のもの		
		ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの					ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの		
295	4	ビタミンをもととした栄養補助食品		KG	295	4	ビタミンをもととした栄養補助食品		KG
		植物性たんぱくを加水分解したもの					植物性たんぱくを加水分解したもの		
296	5	植物性たんぱくを加水分解したもの		KG	296	5	植物性たんぱくを加水分解したもの		KG
		その他のもの					その他のもの		
301	3	たんぱく質変性防止剤(冷凍すり身の製造に使用する種類のものでソルビトールその他の政令で定める物品に政		KG	301	3	たんぱく質変性防止剤(冷凍すり身の製造に使用する種類のものでソルビトールその他の政令で定める物品に政		KG

新(2018年12月30日以後)					旧(2018年12月29日以前)				
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
		令で定める調製を加えたものに限る。)					令で定める調製を加えたものに限る。)		
		-----その他のもの					-----その他のもの		
		-----ひじき(ヒジキア・フスイフォルミス)その他の第1212.21号の物品のもの					-----ひじき(ヒジキア・フスイフォルミス)その他の第1212.21号の物品のもの		
297	6	-----ひじき(ヒジキア・フスイフォルミス)		KG	297	6	-----ひじき(ヒジキア・フスイフォルミス)		KG
401	5	-----長方形(正方形を含む。)の紙状に抄製したもので、1枚の面積が430平方センチメートル以下のもの(調味したものを除く。)	TH	KG	401	5	-----長方形(正方形を含む。)の紙状に抄製したもので、1枚の面積が430平方センチメートル以下のもの(調味したものを除く。)	TH	KG
298	0	-----その他のもの		KG	298	0	-----その他のもの		KG
299	1	-----その他のもの		KG	299	1	-----その他のもの		KG
[略]					[同左]				
44.01		[略]			44.01		[同左]		
44.11		合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材			44.11		合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材		
44.12		[略]			44.12		[同左]		
4412.10		-----その他の合板(木材(竹製のものを除く。))の単板のみから成るもので各単板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。)			4412.10		-----その他の合板(木材(竹製のものを除く。))の単板のみから成るもので各単板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。)		
4412.31		-----少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材のもの -----少なくとも一の外面の単板がダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シポ、リンバ、オクメ、オ			4412.31		-----少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材のもの -----少なくとも一の外面の単板がダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シポ、リンバ、オクメ、オ		

新(2018年12月30日以後)				旧(2018年12月29日以前)					
統計品目番	NACCS用	品名	単位		統計品目番	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
		ベチェ、アカジョアフリカ、サペリ、バイロラ、マホガニー（スウィエテニア属のもの）、パリッサンドルバラ、パリッサンドルリオ又はパリッサンドルロゼのもの					ベチェ、アカジョアフリカ、サペリ、バイロラ、マホガニー（スウィエテニア属のもの）、パリッサンドルバラ、パリッサンドルリオ又はパリッサンドルロゼのもの		
		-----ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの					-----ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの		
111	6	-----側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	CM	SM	111	6	-----側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	CM	SM
191	2	-----その他のもの	CM	SM	191	2	-----その他のもの	CM	SM
		-----その他のもの					-----その他のもの		
		-----厚さが6ミリメートル未満のもの					-----厚さが6ミリメートル未満のもの		
911	1	-----厚さが3ミリメートル未満のもの	CM	SM	911	1	-----厚さが3ミリメートル未満のもの	CM	SM
921	4	-----厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの	CM	SM	921	4	-----厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの	CM	SM
		-----その他のもの					-----その他のもの		
931	0	-----厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの	CM	SM	931	0	-----厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの	CM	SM
941	3	-----厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの	CM	SM	941	3	-----厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの	CM	SM
951	6	-----厚さが24ミリメートル以上のもの	CM	SM	951	6	-----厚さが24ミリメートル以上のもの	CM	SM
		-----その他のもの					-----その他のもの		
		-----少なくとも一の外面の単板がアビュラ、アフロモシア、アコ、アラン、アンジローバ、アニングレ、アボジラ、アズベ、バラウ、バルサ、ボッセクレイア、ボッセフォンセ、カチボ、セドロ、ダベーマ、ジベツ、ドウシエ、フラミレ、フレイジョ、フロメイジャー、フーマ、ゲロンガン、イロンバ、インブイア、イペ、イロコ、ジャボティ、ジェルトン、ジェキティバ、ジョンコン、カプー、ケンパス、クルイン、コシボ、コチベ、コト、ロウロ、マカランドウバ、マコレ、マンディオケイラ、マンソニア、メンクラン、メランチバカウ、メラワン、メルバウ、メルバウ、メルサワ、モア					-----ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの		
					119	†	-----側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	CM	SM
					199	†	-----その他のもの	CM	SM
							-----その他のもの		
							-----厚さが6ミリメートル未満のもの		
					919	†	-----厚さが3ミリメートル未満のもの	CM	SM
							-----厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの		
					929	†	-----厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの	CM	SM
							-----その他のもの		
					939	†	-----厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの	CM	SM
							-----その他のもの		
					949	†	-----厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの	CM	SM

新(2018年12月30日以後)				旧(2018年12月29日以前)					
統計品目番 号	NACCS用	品名	単位		統計品目番 号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
		ビ、ニアンゴン、ニヤ トー、オンザビリ、オ レイ、オバンコル、オ ジゴ、パドック(かり ん)、パルダオ、パリッ サンドルグアテマラ、 パウアマレロ、パウマー フィム、プライ、プナ、 クアルバ、ラミン、サ キサキ、セプター、ス クピラ、スレン、タウ アリ、チーク、ティア マ、トラ、ホワイトメ ランチ、ホワイトセラ ヤ又はイエローメラン チのもの -----ワニス塗装、プリン ト、溝付け、オーバ レイその他これらに 類する表面加工をし たもの			959	†	の -----厚さが24ミリメ ートル以上のもの	CM	SM
112	0	-----側面にさねはぎ加 工、溝付けその他 これらに類する加 工をしたもの	CM	SM					
192	3	-----その他のもの -----その他のもの -----厚さが6ミリメ ートル未満のもの	CM	SM					
912	2	-----厚さが3ミリメ ートル未満のもの	CM	SM					
922	5	-----厚さが3ミリメ ートル以上6ミリメ ートル未満のもの -----その他のもの	CM	SM					
932	1	-----厚さが6ミリメ ートル以上12ミリメ ートル未満のもの	CM	SM					
942	4	-----厚さが12ミリメ ートル以上24ミリ メートル未満のも の	CM	SM					
952	0	-----厚さが24ミリメ ートル以上のもの -----その他のもの -----ワニス塗装、プリン ト、溝付け、オーバ レイその他これらに 類する表面加工をし たもの	CM	SM					
118	6	-----側面にさねはぎ加 工、溝付けその他 これらに類する加 工をしたもの	CM	SM					
198	2	-----その他のもの -----その他のもの -----厚さが6ミリメ ートル未満のもの	CM	SM					
918	1	-----厚さが3ミリメ ートル未満のもの	CM	SM					
928	4	-----厚さが3ミリメ ートル以上6ミリメ ートル未満のもの	CM	SM					

